

子ども基本法第10条第2項

市町村は、子ども大綱（及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（市町村子ども計画）を定めるよう努めるものとする。

↓
子ども計画を策定することが市町村の努力義務に

1. 自治体子ども計画について

子ども大綱
子ども施策に関する基本的な方針・重要事項、子ども施策推進に必要な事項のほか、①～③を含むもの

- ① 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ② 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

都道府県子ども計画（努力義務）
国が定める子ども大綱を勘案した、当該都道府県における子ども施策についての計画

市町村子ども計画（努力義務）
子ども大綱及び都道府県子ども計画が策定されている場合は当該計画を勘案した、当該市町村における子ども施策についての計画

既存の各法令と一体で作成可！

子ども・若者育成支援推進法第九条第一項・第二項に規定する都道府県・市町村子ども・若者計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項・第二項に規定する計画

その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの【例】

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

統一的！
わかりやすさ！
事務負担の軽減！

2. 事業の構成及び内容

(1) 自治体子ども計画策定に向けた調査等	(2) 調査結果を踏まえた自治体子ども計画の策定	(3) 都道府県事務費
<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・若者の意識調査、子どもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査 ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体として子ども大綱を勘案した内容となる調査 ③ (1)及び(2)の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治体子ども計画の策定に向けた検討会議等の運営 ② 計画案に対する子ども又は子どもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など (例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等への子どもや若者の参画など) 	<p>市町村事業の取りまとめに必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費</p>

子ども計画策定に向けた意見聴取

子ども基本法第11条

国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

↓
子ども計画策定のための調査を実施

子ども基本法第2条

この法律において、「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

↓
年齢規定がないため、子ども・若者計画の対象者（39歳まで）を調査の対象者として整理

調査項目	未就学児	小学生	中学生	高校生	18歳～39歳
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	保護者	保護者	本人	本人	×
子どもの生活実態調査（子どもがいる世帯）	保護者	保護者	保護者	保護者	×
若者意識調査（案：長岡市未実施）					○
※子ども・若者計画の対象者	○	○	○	○	○

調査等により意見聴取し、施策に反映

現行計画（令和6年度まで）

長岡市子育て・育ち“あい”プラン

- 子どもの貧困対策に関する計画
- 次世代育成支援行動計画

一体のものとして策定

新計画（令和7年度から）

子ども計画

現行計画の3つの計画に、「子ども・若者計画」、「少子化対策」を含めた計画として整理